

東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
消費者機構日本 理事長 芳賀雅史 殿

## ご回答

平成23年6月13日

東京都

電話03 ( )

FAX03 ( )

株式会社ワールドアベニュー代理人

弁護士

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

当方は、株式会社ワールドアベニュー（以下、「当社」と言います。）の代理人弁護士でありますところ、貴機構に対し、貴機構の6月6日付け差止請求書の特に「申入れの理由」に関して、以下の通り、ご回答申し上げます。

### 第1 「申入れの理由」に対する回答

第一に、貴機構は、当社は、契約日から7日間は、何も役務の履行を開始していない、旨前提としておられますが、これは誤りです。

当社では契約日より手続き、サポートを開始しております。すなわち、契約日より、お客様に対する担当者数名を決めて、お客様の希望に沿う留学先の調査、留学に際し必要となるあらゆる手続の調査とその準備、留学先等に対する発送や留学先、サポート機関等への手配依頼、その他お客様からのあらゆる質問にお答え、必要書類のご案内とご郵送等サービスを開始しているところです。したがって、仮に、契約日から8日目に突然キャンセルされるならば、その人件費等の実害が発生していることは明らかです。

第二に、貴機構は、特定の留学先が決まるまでは、当社は何のサービスもし

ていない、しかも、契約日から30日間では留学先が決まらないのが通常である旨主張しておられます。

しかしながら、これも全くの誤りです。

まず、一部のプログラムを除き、契約時点でほとんどの場合で留学先が確定しているため、契約時より留学先に対するあらゆる調査、留学先の入学手続きサポートを開始しております。また、出発日が確定していない状態でも、入学願書の記入サポートや願書と共に提出する予定の書類作成、収集に関するガイダンスやサポートも開始しているため、役務提供を行っていることは明らかです。

ビザ申請のサポートに関しても、入学日が確定する以前より、プログラムによって種類は異なるが、さまざまな書類を用意するために時間がかかることから、契約時より収集できる書類のガイダンスやサポートを行っています。

さらに、留学先によっては契約時期によって各種のキャンペーンを行っており、契約後出発が決まっていなくとも仮入学手続きを行うことも非常に多いのです。

また、語学力が必要な留学で、お客様がテストを申込み、結果が出るまで最低でも3ヶ月間かかる、と主張されますが、TOEIC（約3-4週間）、TOEFL（約3週間）、IELTS（約7週間）、英検（約2カ月）であるし、留学先によっては学校独自のオンラインテストにて語学レベルチェックを行う学校もあり、この場合は当日に結果が出ることが多いのです。

また当社で受験可能なSLEPテストは当日に結果が判明して手続きを行う事ができるため、すなわち、最低でも3カ月以上かかるとされている根拠が全くありません。ちなみに、当社の場合、契約日当日にテストを受験されて、学校手続を行うことも多いのです。

さらに代理店として各学校独自のテストを当社が学校の代行として実施し、お客様は当社に来店し受けられることもあり、その場合も1~2日で結果が出ます。

つまり、「1年後の留学を標準スケジュールで設定している」、と主張されますが、以上のとおり、そんなことは全くないのです。これまで、何度もこの点を説明しているのに、どうして、このような誤解をされるのか、全くもって理解に苦しみます。

第三に、貴機構は、結局のところ、実際に、留学に行く直前まで、当社は何も役務の提供を行っていない、と誤解をされているようなのですが、以上の通り、それは、全くの誤解です。

思うに、当社の場合、約款上、申込金は、例えば、大学の入学金と同質の意味を有するものです。当社が、7日間に限り、お客様からの一方的な解約について全額返金する扱いに変更したのは、言わば当社の実損を覚悟の上、お客様に対するサービスの一環として行っているに過ぎません。

当社のプログラム代金は、約款にも記載があるように、手続き代行のみを行うためだけの費用ではなく、留学に際しての様々な相談をお受けし、また様々な留学先の情報を提供することも代金に含まれているため、仮に学校の手続きを行っていない状態でも、様々なサポートを契約日から提供していることは前述のとおりです。

実に当社のサポートには学校入学手続き代行以外にも様々なものがあります。例えばインターンシップなどは派遣先企業が確定するまでに様々な情報提供やカウンセリング、求人情報収集、マッチングの準備、必要書類の準備、翻訳の手配等があり、また看護師コースならば看護資格申請に必要な書類収集におけるガイダンスやサポート、書類のチェックなど多岐に渡るサポートがあり、またそれらの必要書類はお客様個々により異なるもので、契約日からすぐに行うサポートとなっています。

ビザに関しては、貴機構が述べているのは学生ビザのこのことのみであり、ワーキングホリデービザは渡航前 3 カ月以上前から、学校や滞在先の決定に関係なく申請することができます。

また学生ビザの申請自体が約 3 ヶ月前に開始するとしても、学生ビザの申請に必要な書類の収集のサポート（例：健康診断を受診しなければいけない場合の予約方法、書類の記入方法、その他にも卒業証明書、成績証明書、先生からの推薦状など学校や国によっても必要な書類は異なるが、申請前に収集しなければいけないサポート書類があります。その部分のサポートは、ビザ申請日より以前に行うものであり、申請日とは関係なく、申込後すぐにスタートするものです。）、すなわち、すでにビザ申請に関係するサポートは契約日からスタートしているのです。

そもそも当社はビザ申請の代行サポートは行っておらず、ビザ申請に必要な準備のサポートを行っているものです。したがって、ビザ申請のタイミング自体と、当社の役務提供とが関連するものではないのです。

また、観光ビザで出発の方であれば、特にビザ申請をする必要がない国もあり、申込後、すぐに手続きを開始するケースが多いものであることは言うまでもありません。もちろん、観光ビザにかかわらず、出発日が申込日から近い方に関しては、また、プログラムによっては30日よりも前に相当のサポートを行う場合もあり、その場合30日よりも前に申込金全額が解約料となりえる場合があります（例：出発日が近い場合、すべての手続きを30日に終えてしまい、学校や滞在先の手配も終了し、送金も終え、すべてのサポートを完了してしまうケースがある）。

以上の通り、当社においては、そもそも契約日から実に様々な役務提供を行っているものであり、契約日から起算して解約料の設定をすることに何らの不合理性もないことはご理解いただきたく存じます。

ところで、当社の解約手数料について、貴機構は、消費者契約法第9条1号に反する旨主張されておられますが、消費者契約法第9条1号は、何らかの法律に根拠をもつ法定解除が成立する場合の、違約金の定めを問題にしているのであって（例えば、クーリング・オフ等）、法律の根拠によらない任意の合意解約の場合のキャンセル料の在り方を定めたものではありません。したがって、以上の当社の扱いが、万が一、以上の当社のサービスを経済的に換算して結果消費者契約法9条1号所定の数値に違反しても（そもそもそのようなことがないことは前述の通り明らかですが）、消費者契約法9条1号違反の問題にならないことは明白です。例えば、消費者庁は、留学業界の契約の在り方に関する消費者向けの注意喚起文書において、解約手数料の扱いに留意するように旨アナウンスしているように、契約以降、相当程度の金額の解約手数料を徴収すること自体を違法視は全くしておりません。

以上のとおり、当社としては、貴機構の「申入れの理由」には理由はないと思量しており、その申入れには応じることはできませんので、その旨回答いたします。

## 第2 あわせて

ところで、当社の解約料の設定に関しては、業界の多くの会社が契約日から起算しての解約手数料の発生を設定していることも参考にしていることもあり、当社だけがこのような指摘を受けることに納得し難い点も付けくわえさせていただきます。

むしろ当社よりも消費者への負担を大きく設定している、大手企業も多数存在していることに全く触れず、業界内で当社のみの問題があるかのような貴機構の指摘の在り方についても同様に納得し難いものがあり、貴機構のこれまでの対応には、何らかの恣意的な背景があるのではないか、等との疑念すら禁じ得ません。

例えば、他社の場合、以下のような扱いとなっています。

### ◆ラストリゾート

#### 1. 初期段階(契約成立日から手続開始日の前日)の解約手数料

解約時期	解約手数料
契約成立日から起算して10日以内	10,500円
契約成立日から起算して11日以降30日以内	申込金の30%
契約成立日から起算して31日以降60日以内	申込金の50%
契約成立日から起算して61日以降90日以内	申込金の70%
契約成立日から起算して91日以降手続開始日の前日まで	申込金の100%

#### 2. 出発段階(手続開始日から出発日以降)の解約手数料

解約時期	解約手数料
手続開始日から起算して10日以内	申込金+10,500円
手続開始日から起算して11日以降30日以内	申込金+21,000円
手続開始日から起算して31日以降手	申込金+52,500円

続完了日の前日まで		
手続完了日から起算して出発日の前日まで		申込金+105,000円
出発日以降	留学プログラム	申込金+105,000円
	留学プログラム以外のプログラム	プログラム料金の100%

すなわち、ラストリゾートの場合、当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されているばかりか、当社と違い、契約成立日当日から解約手数料が発生しております。

また、当社と違い、学校の学費、滞在費等申込金以外の費用に関して、各学校の解約規定では解約手数料が発生していない場合、またそれを下回る場合でも固定の解約手数料がかかるようになっております。

そして、当社と違い、出発日以降は留学代金（学費や授業料）は学校規定に基づき、学校から返金されるべきものは返金するという当社と違って、出発日前日以降は学校の規定に基づき返金があったとしても、契約者に返金せずエージェントが利益として受け取るという形になっています。

そのほか、留学ジャーナル、ウィッシュインターナショナルの場合も、契約日から解約手数料は起算する扱いとなっています。さらに GSI 留学総合情報センター、ゴーアヘッド、アクティブウーマン、ISS、ECC 海外留学センター、サウスパシフィックフリーバードや毎日エデュケーションの場合は、解約手数料が契約日から起算されるばかりか、当社と違って、契約後すぐに全額が解約手数料となっています。

各社の扱いについて、その資料を添付しましたので、ご覧下さい。

もし、このキャンセル料の扱いについて問題提議をされるのであれば、当社だけを対象とするのではなく業界全体の問題として取り上げるべきです。

添付の資料のとおり、当社の約款は内閣府認証 NPO 法人留学協会や一般社団法人海外留学協議会などに加盟する多くの留学斡旋団体の約款と比較しても、当社のみが指摘されるものではなく前述したように、当社よりも消費者に不利な約款を設定している団体も見受けられるくらいなのです。

またご承知のように、これらの留学協会は消費者庁やその他の官庁とも連携しており、（記述抜粋：「消費者庁様を中心に、留学業界の整備の為審査機構作りに参画をさせて頂いております。」参照 URL :

<http://www.iyugakukyokai.or.jp/about/message.html>) 加盟する留学斡旋会社の約款に対して事前審査をし、その基準を満たした会社に入会を認めています。前述した、留学あっせん業各社の多くもこれらの留学協会に加盟している会員であり、当社の約款はそれらと比較しても同等もしくはより消費者に有利な条件となっているのです。

そもそも当社の留学あっせんサービス自体に対しては、高い評価もいただいていると自負もしております。本年1月のニュージーランド大地震の際も、当社のあっせんした留学生の中にもたくさんの被害者が生まれましたが、当社は誠心誠意ご遺族の方々へのアフターケアに務めました。そんな中、ご遺族の方々は、当社の留学あっせんサービスを利用して、国際看護師としての活躍を目指された被害者の人生を心より誇りに思ってくれており、当社としては、悲嘆にくれる中ではありましたが、今後留学される方のためにも当社に頑張っ欲しいと逆に勇気づけられもしました。

先日の打ち合わせの際にも、貴機構に対し、明確性の高める努力をするともに、貴機構より、いい案があれば遠慮なくご提案いただきたい、その際は、柔軟に採りいれたい、貴機構とは、今後も、柔軟に協議をしていきたい旨述べさせていただきました。

しかるに、今般のような、いきなりの、しかも当社だけを狙い撃ちにするような差止請求に対しては、大変遺憾に思っています。前述の、ニュージーランド大地震のこともあり、当社としては、貴機構の今般の措置は、経営上も多大な影響すら受けかねないのです。

しかしながら、他社の約款も熟読、考慮した上で、当社独自の判断として、消費者の利益を保護するという、企業としての社会的責任と留学業界の発展に寄与することが当社の使命であることにも鑑み、申込金の返還の扱いをよりお客様に有利な方向に変更することもやぶさかではありません。

但し、その内容は、本来、契約締結以降は、クーリング・オフ等所定の法定解除事由に基づく解約の場合は、消費者契約法等法定内の解約手数料しかいただくことはできませんが、お客様側の一方的な事情に基づく合意解約の場合は相当程度の解約手数料をいただく扱いとすることは何ら不当なものではありませんし、前述の通り、契約締結以降、当社においては、お客様に担当者数名を

付けて有形無形のサービスが開始される場所、そのサービス内容を数値化することは不可能であることに鑑みると（例えば、エステサロン等であれば数値化はしやすいわけですが。）、単純に、契約日からの日数によって段階を設けるよりほかないと思料しております。

この点、当社としては、いい案等があれば柔軟に取り入れることは積極的に検討する所存です。その際、貴機構との協議自体を拒否することはいたしません。

ですから、以上のような、業界の実情、当社の実情等を考慮した措置を、貴機構としても講じられることをお願い申し上げまして、当社の回答といたします。

敬 具

**【添付資料】**

各社 約款例



添付資料：各社 約款例

◆ラストリゾート：http://www.lastresort.co.jp/

1 初期段階(契約成立日から手続開始日の前日)の解約手数料

解約時期	解約手数料
契約成立日から起算して10日以内	10,500円
契約成立日から起算して11日以降30日以内	申込金の30%
契約成立日から起算して31日以降60日以内	申込金の50%
契約成立日から起算して61日以降90日以内	申込金の70%
契約成立日から起算して91日以降手続開始日の前日まで	申込金の100%

2 出発段階(手続開始日から出発日以降)の解約手数料

解約時期	解約手数料	
手続開始日から起算して10日以内	申込金+10,500円	
手続開始日から起算して11日以降30日以内	申込金+21,000円	
手続開始日から起算して31日以降手続完了日の前日まで	申込金+52,500円	
手続完了日から起算して出発日の前日まで	申込金+105,000円	
出発日以降	留学プログラム	申込金+105,000円
	留学プログラム以外のプログラム	プログラム料金の100%

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている。
- ・当社と違い、契約成立日当日から解約手数料が発生している。
- ・当社と違い、学校の学費、滞在費等申込金以外の費用に関して、各学校の解約規定では解約手数料が発生していない場合、またそれを下回る場合でも固定の解約手数料がかかるようになっている。
- ・当社と違い、出発日以降は留学代金(学費や授業料)は学校規定に基づき、学校から返金されるべきものは返金するという当社と違い、出発日前日以降は学校の規定に基づき返金があったとしても、契約者に返金せずエージェントが利益として受け取っている。

◆留学ジャーナル：http://www.ryugaku.co.jp/

**第5条（申し込み後の取消と返金** ※下記料金には消費税が含まれます。）

(1) 申し込み日から起算して7日以内の取消

すでに書類手続きを受諾・開始している場合を除きすべて返金いたします。書類手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたします。

(2) 申し込み日から起算して8日目以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消料

取消料31,500円とすでに書類手続きを開始している場合は入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたします。

(3) 「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消

取消料52,500円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたします。

(4) 「留学手続き引受確認書」発送後11日以降30日以内の取消

取消料105,000円と入学や滞在にかかる費用で取消ができないものを差し引き、返金いたします。

(5) 「留学手続き引受確認書」発送後31日以降出発日前日までの取消

第3条（諸費用）で定めるプログラム費全額が取消料となり、さらに入学や滞在にかかる費用で取消ができないものを別途請求いたします。

(6) 出発日以降の取消

返金は一切いたしません。

< 専門課程プログラム個別約款 >

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている。
- ・当社では、上記「留学手続き引受確認書」と同様の意味を持つ、契約内容の確認書類を契約後ただちに郵送しているため、当社の契約成立日と上記の留学手続き引受確認書発送日、とは大きな違いはないと推測できます。すなわち、31日目以降の解約手数料は全額となるという当社の約款とほぼ同じ意味である。

### 第5条 (申し込み後の取消と返金 ※下記料金には消費税が含まれます。)

#### (1) 申し込み日から起算して7日以内の取消

すでに出願手続きを受諾・開始している場合を除きすべて返金いたします。出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。

#### (2) 申し込み日から起算して8日以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消

取消料31,500円とすでに出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。

#### (3) 「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消

取消料52,500円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。

#### (4) 「留学手続き引受確認書」発送後11日以降出発日前日までの取消

第3条(諸費用)で定めるプログラム費全額が取消料となり、入学や滞在中にかかる費用で取消ができないものを別途請求いたします。

#### (5) 出発日以降の取消

返金は一切いたしません。

### <長期語学留学プログラム個別約款>

・当社と違い、留学手続き引受確認書発送後から11日を過ぎると申込金全額が取消料となっている。

◆ウィッシュインターナショナル : <http://www.wish.co.jp/>

### 申込者による任意解除

第12条1. 申込者は、いつでも留学契約の全部又は一部を解除することができます。この場合当社は取消料として、次の料金を申し受けます。解除の申し出は、必ず当社の営業時間内にお知らせください。

取消時期	取消料
留学契約成立日から15日以内	50,000円
留学契約成立日から16日から30日以内	100,000円
留学契約成立日から31日以降	273,000円

※申込者の事由により弊社からの返金が生じた場合は、振り込み手数料は申込者のご負担となります

- 取消料は留学契約成立日を基準として算定します。取消料の対象となる留学代金とは、入学金、授業料、滞在費、トータルサポート費用など申込者が申込された費用全てになります。
- 留学開始後の申込者のご都合による期間短縮、取消はいかなる理由による場合でも権利放棄とみなし払い戻しは一切いたしません。
- 査証(ビザ)申請代行申込後取消となる場合は、上記取消料に加え、ビザ申請代行料金とビザ申請料金等の実費が申込者負担となります。
- 学校等に対し既に支払いが済んでいる場合は、その費用に加え上記取消料が申込者負担となります。

### <短大・大学留学約款>

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている。
- ・当社と違い、契約成立日からすぐに解約手数料がかかる規定になっている。
- ・当社と同じく、契約成立日から31日以降は全額返金なしとなっている。

### 申込者による任意解除

第12条1. 申込者は、いつでも留学契約の全部又は一部を解除することができます。この場合当社は取消料として、次の料金を申し受けます。解除の申し出は、必ず当社の営業時間内にお知らせください。

- (1) 留学契約成立日から7日以内は、無料
- (2) 留学契約成立日から8日目以降、研修プログラム開始日前日から起算して8日前までは、取消料（申込金同額）と入学や学校、滞在にかかる費用で取消ができないものを差引き払い戻しいたします。

#### <キャリアアップ留学約款>

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている。
- ・当社と違い、他プログラムでは、契約成立日から8日目以降は全額返金がない。

### 申込者による任意解除

第11条1. 申込者は、いつでも留学契約の全部又は一部を解除することができます。この場合当社は取消料として、次の料金を申し受けます。解除の申し出は、必ず当社の営業時間内にお知らせください。

取消時期	取消料
プログラム契約成立日から7日以内 但し下記期間の場合を除く	無料
プログラム契約が成立してから8日目以降で 研修開始日前日から起算して91日前	申込金
プログラム開始日前日から起算して 90日前～2日前	申込金+研修プログラム取消料
プログラム開始日前日以降	申込された留学代金総額の100%

#### <語学留学約款>

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている。
- ・当社と違い、契約成立日から8日目以降は申込金全額が取消料となっている。
- ・当社と違い、出発日前日以降は学校の規定に基づき返金があったとしても、契約者に返金せずエージェントが利益として受け取っている。

◆GSI 留学総合情報センター : <http://www.gsin.co.jp/>

#### 第5条 (取消手数料)

申込者の都合により留学先の学校及び滞在先を取消した場合は、取消手数料(10,000円)が必要です。手続きサポートサービス費、およびビザ申請代行サービス費(必要書類を案内済み、申請書類を作成済み、または代理申請にてビザが取得済みいずれの場合でも)返金もいたしません。また、学校や滞在先にかかる取消料・違約料、航空券手配にかかる航空会社に対する取消料など、取消に発生する費用は申込者の負担となります。すでに留学費用をGSIに支払い済みの場合は、GSIに対しての取消手数料と留学先に支払う取消料・違約料、返金に伴う手数料(振込手数料等)を差し引いて返金します。海外の学校からの返金は各学校の規定に準じて実施されます。また返金には時間がかかる場合があります。学校から小切手で返金された場合には銀行の換金手数料は、申込者の負担となります。

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている
- ・当社と違い、契約成立後すぐに全額が取消手数料となっている。

◆毎日エデュケーション : <http://ryugaku.myedu.jp/>

＜取消料別表＞  
留学手続きサポートサービス料金について  
①語学留学・提携校無料留学手続きサポートサービスの場合  
／申込金10,500円が取消料となります。なお、12週間未満コースの追加手数料については31,500円が取消料となります。  
②語学留学・非提携校留学手続きサポートサービスの場合／留学手続きサポートサービスの全額

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている
- ・当社と違い、契約成立後すぐに全額が取消料となる

◆Go Ahead : <http://www.ryugaku-goahead.co.jp/>

#### ガイドンス料金、手続き費用、及びお申込金

- お申込金はお申し込みプログラムの代金の一部として繰り入れ、各手続き業務に関わる手数料に充当しますので、理由の有無に関わらず、ご返金は出来ませんのでご了承下さい
- ガイドンス料金、及び手続き費用は契約成立後、理由の有無に関わらずご返金は出来ませんのでご了承下さい。

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている
- ・当社と違い、契約成立後すぐに全額が取消料となる

◆アクティブウーマン：<http://active-woman.net/>

#### 契約内容の取り消しと変更について

- 変更内容はお早めにご連絡いただき、必ずメール等の書面でお願い致します。
- 日程、コース、内容を変更または取り消しをする場合は受講アクティビティやホームステイ先、語学学校ごとの規定による料金をいただきます。
- 返金は日本円となり、学校から払い戻しがあつた際のレートを採用いたします。

お申込みの解約(ご出発前)	各学校等の規約料金+取り消し手数料52,500円+実費
お申込みの解約(ご出発後)	各学校等の規約料金+授業料の20%+実費
お申込み内容の変更	初回:各学校等の規約料金のみ 2回目以降:各学校等の規約料金+5,250円

- ・当社と違い、契約成立後すぐに全額が取消手数料となっている。
- ※手配料 0 円と広告に表示しながらも、現地留学費用以外に取消料を取るということは、実にサービス料を取っていることになる。
- ・当社と違い、出発後の解約で「学校の規約+授業料の 20%+実費」が発生するということは、本来、学校から返金されている授業料の一部をエージェントが違約金という名目により利益として徴収している。

◆株式会社国際交流センター：http://www.iss-ryugaku.co.jp/

■取消手数料金

①パンフレット50～210頁の手配旅行・個人研修プログラム

取消し日	取消手数料金
お申し込みから旅行開始日の31日前まで	P50～210の手配旅行:50,000円 P50～210の個人研修:取扱い手数料
旅行開始日の前日から起算し、旅行開始日の30日前以降15日前まで	取扱手数料 及び研修参加費用の20%
旅行開始日の前日から起算し、旅行開始日の14日前以降7日前まで	取扱手数料 及び研修参加費用の50%
旅行開始日の前日から起算し、旅行開始日の6日前以降前日まで	取扱手数料 及び研修参加費用の75%
旅行開始日当日以降及び当社ISSに連絡もなく不参加となった場合	取扱手数料 及び研修参加費用の100%

②ワーキングホリデーサポートプラン  
(カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・イギリス)

取消し日・変更日	取消手数料金	変更手続き料金
お申し込みから旅行開始日の31日前まで	申込金:30,000円	なし
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前以降7日前まで	申込金 及び参加費用の20%	参加費用の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日前以降2日前まで	申込金 及び参加費用の50%	参加費用の20%
旅行開始日の前日以降及び当社ISSに連絡もなく不参加となった場合	申込金 及び参加費用の100%	参加費用の100%

※現地でのプログラム離脱は、いかなる理由においてもご返金は致しません。  
※申込金については、お客様のご都合でお取消される場合、ご返金は致しません。

③日本語教師アシスタントプログラム  
(カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・イギリス)

取消し日・変更日	取消手数料金	変更手続き料金
●派遣校決定前	参加登録費	10,000円
●派遣校決定後 日本語研修開始30日前まで	参加登録費 及び参加費用の50%	参加費用の30%
●派遣校決定後 日本語研修開始29日前以降15日前	参加登録費 及び参加費用の70%	参加費用の50%
●派遣校決定後 日本語研修開始14日前以降研修当日まで	参加登録費 及び参加費用の100%	参加費用の80%

※選考試験取り消し料金

インターンシップ・日本語アシスタントなどの選考選考試験をお申し込んだ場合は、試験を受ける前にキャンセルしても選考試験料(4,000円から10,000円)はご返金できません。

④インターンシッププログラム

取消し日	取消手数料金
お申し込みから旅行開始日の31日前まで	登録参加費(50,000円)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前以降7日前まで	取扱手数料 及び研修参加費用の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日前以降2日前まで	取扱手数料 及び研修参加費用の70%
旅行開始日の前日及び当社ISSに連絡もなく不参加となった場合	取扱手数料 及び研修参加費用の100%

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている
- ・当社と違い、契約成立後すぐに全額が取消手数料となっている。
- ・当社と違い、出発日前日以降は学校の規定に基づき返金があったとしても、契約者に返金せずエージェントが利益として受け取っている。

◆ 株式会社 テンプレ 総合研究所 ICC 国際交流委員会 :  
<http://www.iccworld.co.jp/>

**第11条 キャンセルと返金**

本契約成立後、乙が乙の都合で本契約を解約した場合、乙は甲に対し、次の区分に従ってキャンセル料を支払います。

- (1) 契約日から起算して8日目以前になされたキャンセル……キャンセル料：なし
- (2) 契約日から起算して9日目以降より研修先が決定するまでになされたキャンセル……キャンセル料：登録料全額
- (3) 乙が研修先決定通知を受領した後のキャンセル……キャンセル料：登録料全額とプログラム参加費の90%
- (4) 渡航後になされたキャンセル……キャンセル料：登録料全額とプログラム参加費全額  
 ※乙が別途申し込んだ航空券等運輸機関、海外傷害保険等のキャンセルは当該機関の定めによります。  
 ※いずれの研修国であっても、査証取得に必要な乙が支払う査証申請料及びDS-2019（アメリカコース参加者のみ）申請料は査証取得の有無に関わらず返金されません。

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている
- ・当社と違い、契約成立日から9日目以降は申込金全額が取消料となっている
- ・当社と違い、出発日前日以降は学校の規定に基づき返金があったとしても、契約者に返金せずエージェントが利益として受け取っている。

◆ South Pacific Free Bird : <http://www.southpacificfreebird.co.jp/>

別表 取消料(第13条関係)

区分	取消料
一、当社解約手数料について	
イ、到着日前日から起算して遡り91日目にあたる日以前に解約するとき	留学アレンジ料
ロ、到着日前日から起算して遡り90日目にあたる日以降に解約するとき (ハに掲げる場合を除く)	留学アレンジ料+[プログラム料金の10%]
ハ、到着日前日から起算して遡り30日目にあたる日以降に解約するとき	留学アレンジ料+[プログラム料金の20%]
二、受入研修機関の規定する取消料について(契約締結以降)	各学校・受入研修機関の規定による

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている
- ・当社と違い、契約成立後すぐに全額が取消手数料となっている。



◆ECC 海外留学センター : <http://www.lets.ecc.jp/>

(8) 留学手続料を納入後、留学プログラムの諸手続を開始しますが、取消料は以下の通りです。

- ①選考料、留学手続料、高校選定料、各種特別手配料、緊急手配料、留学サポート費用は、納入後理由の如何を問わず払い戻しすることはできません。
- ②授業開始前は、英語研修校、受入校などへの入学金、授業料、滞在費などは、該当校などから返金が認められた場合を除き、払い戻しすることはできません。
- ③授業開始後は、英語研修校、受入校などへの入学金、授業料、滞在費などの返金はありません。
- ④日本出発後、ECC、現地受入機関、英語研修校、受入校、又は医師の判断により帰国を命じられた場合、又は留学生の理由により参加を取り消す場合などは、返金はありません。
- ⑤航空便の手配はECCが指定する旅行社が行います。航空券代金等につきましては、旅行社の返金規定により返金された金額を払い戻し致します。旅行社の規定、時期にもよりますが通常、出発の前1ヶ月未満の時点でのキャンセルの場合はキャンセル料がかかることとなります。

- ・当社と同じく、解約手数料の発生は契約成立日から起算されている
- ・当社と違い、契約成立後すぐに全額が取消手数料となっている。
- ・当社と違い、出発日前日以降は学校の規定に基づき返金があったとしても、契約者に返金せずエージェントが利益として受け取っている。

※これらの約款例は、各社のホームページ、またはパンフレットから抜粋しております。